

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）による毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）の一部改正に伴い、毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）の一部が改正されたことから、所要の規定の整理を行うため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 71 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 毒物及び劇物取締法施行令の一部改正による条項の削除に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧	新
本則 省略	本則 省略
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
(1)～(15)の2 省略	(1)～(15)の2 省略
(15)の3 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。）および毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～セ 省略 ソ 政令第36条の6第1項および第2項の規定による通知	(15)の3 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。）および毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～セ 省略 ソ 政令第36条の6の規定による通知
(16) 以下 省略	(16) 以下 省略